

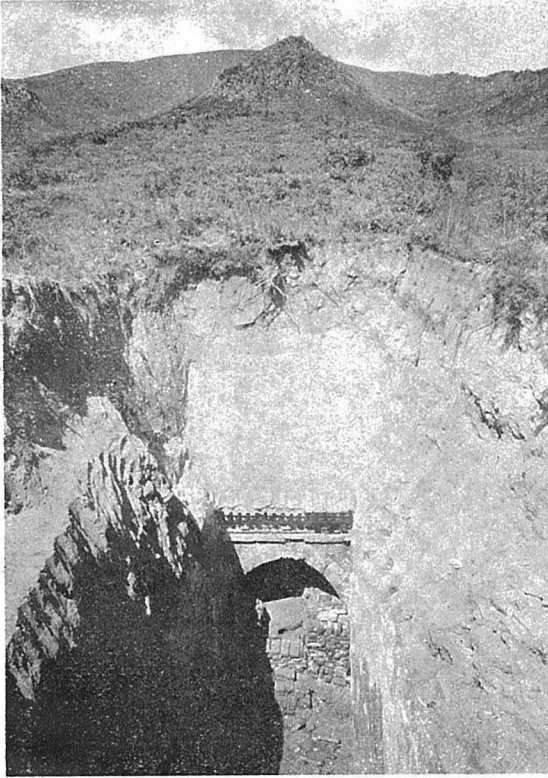
一 東陵山水壁畫、春の圖（二部）



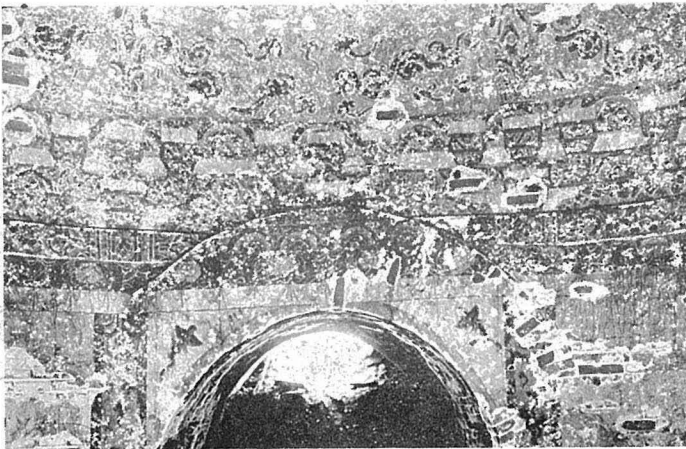
二 同上、秋の圖（二部）



三 東陵の入口および羨道



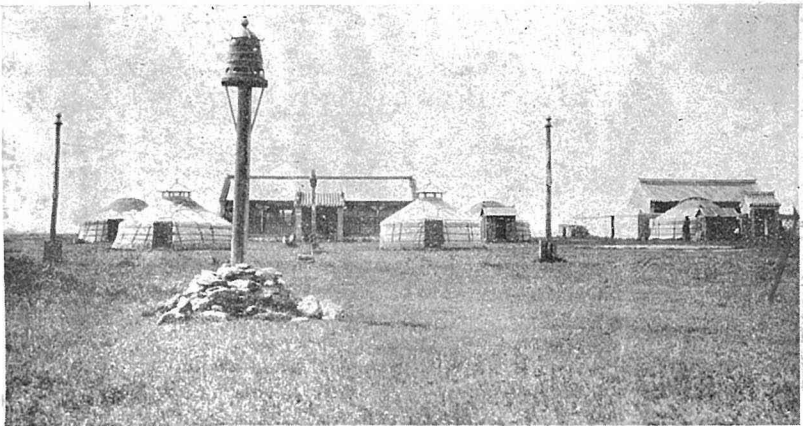
四 東陵中室天井と  
鴨居にみえる装飾の一部



(藏館物博術美ントスホ) 圖漢歸姫文 五



景全府王大ガバア盟ルーゴ・ンリシ古蒙内 六



七 東陵壁畫にみえる漢服の臣僚



八 同上、國服に弓を  
帯びる契丹人

# 史

# 林

第二十七卷 第一號

(通卷第百五號)

昭和十七年一月發行

## 遼陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面

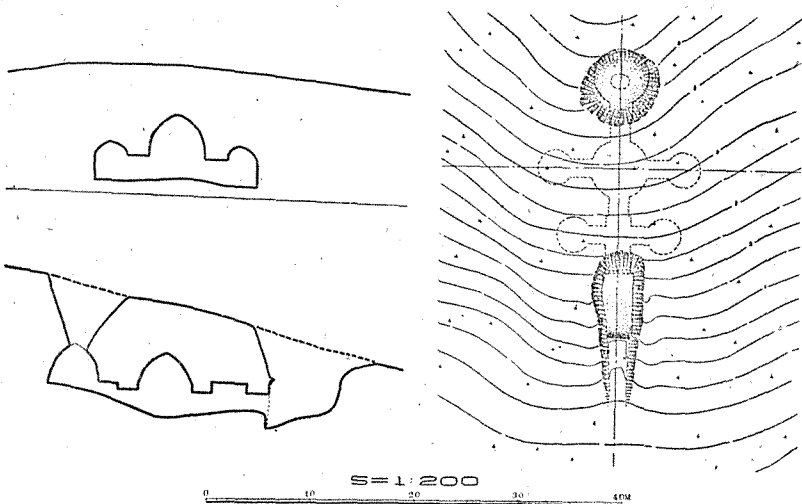
田村 實造

ここに遼陵といふのは、滿洲國領蒙古地帯にあたる興安西省巴林左翼旗の西北部、ちようど蒙古政府管下のウジュムチン右翼旗(西ウジュムチン旗)との旗界をなす興安嶺の高峰、ワール・イン・マンハと呼ばれる山の地下深く營まれてゐる三基の遼代帝后陵のことである。

これらの陵寢は、この山の中腹に東から西へ約五〇〇米ないし一キロの間隔に築造されてゐる磚墓であつて、遼史をはじめ諸文獻によると、ここには當時この國の極盛期を現出した聖宗西曆一〇興宗一〇五道宗一年殂の三皇帝および各后妃が埋葬されてゐるが、いま問題にしやうとする壁畫は、三陵のうち東端の、俗に東陵聖宗とと呼ばれるものに畫かれてゐるのである。

順序として、まづ東陵の構造、その内部を飾る壁畫の種類などについて、ごく簡単に説明してみよう。

第一圖は、東陵の平面と縦横の斷面圖であるが、それをみてわかるやうに、入口を南に開く羨門、つゞく長方形



第一圖 東陵の平面及び断面略測圖

の前室、つぎに同じ直線上に、圓形の平面に圓筒周壁・穹窿形天井をもつ中室と中室とがならび、さらに前室と中室とには、左右に一つづつ、同じく圓形平面に圓筒形周壁・ドーム天井を架した側室があつて、それらの各室は、いづれもアーチ形の天井をもつ通廊で联接されてゐる。従つて室の数は、前室と前左(西)・右(東)側室、中室と後左(西)・右(東)側室および奥室との都合七室あつて、全てが磚をもつて築かれ、各通廊には、一尺にも達する厚い頑丈な木扉を嵌めこまれ、それによつて各室が堅く鎖されてゐたらしい。

陵の全長は、羨門入口から奥室の北壁まで約七〇尺五寸あり、それに入口から外方へは、高さ約一四尺の壁と前上りに高くなつてゆく磚床とをもつ露天の羨道が數十尺<sup>②</sup>つづく。(圖版三) (参照)

幅員は最も廣い後左・右側室のところで約五一尺、また部屋の大きさは、一番大きな、中室が直徑一八尺五寸の平面に對し、穹窿天井の中心部までの高さが二二尺を計へ、まことに墓とい

はんよりは、磚で造られた一大地下宮殿といふ方が、ふさはしいやうである。<sup>③</sup>

さらに驚くべきことには、この廣大な面積をもつ築造物の内部は、周壁といはず、天井といはず、廊下といはず、床を除く全部の磚壁に、五分ないし一寸位の厚みで漆喰を喰つて壁畫が描かれてゐる。たゞし奥室のみは、ずつと以前からドーム天井の中央部が直徑二三尺ばかりも崩壊してゐたため、上から夥しい土砂が崩れ落ち、内部は全く荒れ果てて、天井・周壁とも悉く磚壁を露出し、壁畫の跡らしいものは全然看取できない。しかし他の室とはちがひ、周壁に沿つて角材を網代に組んだ木壁が設けられてゐたらしいところから推してみると、或はこの奥室には壁畫はもともとなかつたのかとも考へられる。

つぎに壁畫の種類としては、人物肖像畫、四季山水花鳥畫および文様・風龍畫の三つに大別される。

人物畫は入口からはじまつて、各通廊の兩壁、奥室・中室を除く各室の周壁に、あたかも殿上に立ち列んでゐるかのやうに端然と畫かれた文武百官の等身像であつて、單身像があるかと思へば群像があり、現在は漆喰とともになかに剥落して、充分に判別しうるものは二〇人位にすぎないが、當初は總數七・八〇人はあつたであらう。

そのあるものは、契丹服に頭髮を垂れ(髡髮)、または胡帽をかぶり、あるものは窄袍に冠を正した當時の廷臣たちだが、とりどりの姿態と色彩とを以て、ありのままの相に描き出され、たゞ眼だけは、齊しくじつと奥室のかなたを看守つてゐる。力強い拳の握り、衣紋のさばき、帯の結び工合、或は猛々しい面貌あり、或は溢れる温顔あり、老人あり壯者あり、男あり女あり、じつと眺めてゐると、その繪筆の跡にとゞめられた傳神の妙は、みるものの氣持まで

も引き締めずにはおかない。かりに一人一人の眼・口・鼻をとりあけてみても、一として同じものはなく、各個性の描寫は、鐵線描ともいふべき線によつて完璧に近いまでに表現されてゐるやうに思はれる。(圖版七、八參照)

人物畫は、このほかに羨道の東西兩壁にもみえ、殊に東壁には人物に並んで、美事な裝飾をもつ一頭の馬が描かれてゐて、いづれも羨門入口に近い第一の人物から五寸ないし三寸位づつ尻上りになつてゐる。しかしこれらの人物は、陵内のものとは異つて、類型的・方便的に描かれてあり、筆致の點でも内部のものとは比すべくもない粗笨さである。

山水花鳥畫は、中室の四壁——中室は前後左右に聯なる通廊によつて、ちやうど周壁が四つに區切られてゐる——に春・夏・秋・冬の四景が着色を以て描き分けられてをり、いづれも縦約一〇尺——九尺、横約八尺——六尺の畫面をもつ。

春の圖は水禽を主題とし、平遠に布置された土坡の間を、ゆるやかな流れが縫ひ、その水邊には、枝一面に咲きこぼれるやうな杏の花や、もえでる楊柳の發生があり、あちこちには可憐なたんほほの丸い花冠もみえてゐる。(圖版一)もしこの中の一部でも、そのまま切り抜いて人人にみせるならば、十人が十人とも、それは大和繪だと言ひ張るに違ひあるまい。同じ唐代の畫風に流れをくむわが大和繪は、かかる興安嶺の山中に、そのもつとも親しかるべき兄弟を見出さうとは、嘗て何人が考へおよんだことであらうか。

夏の圖の主題は、潤達に描かれた三株の古木の牡丹花であつて、いまを盛りと咲き誇る牡丹の構圖は、山樂の障壁畫にも比すべきであらう。この牡丹圖の背景には、なだらかに起伏する丘の上を、二三頭づつ群をなして駆けめぐ



牝鹿と仔鹿、或は牡鹿を追ふ牝鹿などがみえるが、それらの一つ一つにも、スケッチの巧みさを窺ふことができる。秋の圖は聳り立つ岩山を中心とした尾根に、たくましい牡鹿の咆哮する姿が眼をひく。數多の肢に分れた大きな角を打ち振りながら、中天に向つて叫ぶ牡鹿の開いた口、まき上げた舌端からは、あたりにこだまするその啼き聲までが、聴きとれるやうな氣がする。(圖版二) 参照) として岩山の彼方、重疊たる奥山の中腹を駆け上る群鹿の相からも、これらの躍動性が畫面全體に滿ち溢れてゐるやうである。

冬の圖も群鹿が題材とされてゐる。凍つた澤を下りてくる灰色の鹿の群、葉をふるひ落された裸の大木にまじつて、亭亭として常緑を誇る松の梢、たゞそれだけで冬の景觀が充分に寫し出されてゐる手際は感嘆のほかない。

このやうに人物を描き、山水花鳥畫を描いた各壁面の、それから上の部分には、木造の斗拱を組み、桁梁を架し或は蓑股をも配して、それぞれ克明な彩色を施し、さらに天井の部分には、前室および各通廊では、六角の格子天井を畫き入れて、その一つ一つの格間に草花の文様、主として牡丹花葉文が、朱地に綠青をもつて按配されてゐる。そして中室をはじめ各側室の穹窿天井には、朱地に黃金色の双龍文・双鳳凰文が多様の靈芝雲文を配して描かれてゐて、その絢爛さは眼もさめるばかりである。<sup>①</sup>

以上、東陵の構造とその内部にみえる壁畫とについて、ごく大ざつぱに紹介してみたが、その詳細は、いつれ日滿文化協會から出刊の豫定にある報告書に譲ることとして、たゞここでは、この陵墓の型式や壁畫が、當時における契

丹人の生活と、なんらかの關係をもつものではなからうかといふことについて、少し考へてみたいと思ふ。

そこでまづ、極めて断片的でしかありえないが、諸文獻にみえる契丹人の生活を、いまいふ立場から生業、住居などの點を中心にみることにする。

かれらの生業については、遼史をはじめ當時遼國と深い交渉をつゞけてゐた北宋の人たちの書き残してゐる諸記録には、いづれもかれらが水草を逐ふて牛・羊・馬・駝の牧畜と、かたはら射獵漁撈の生活を送る游牧民であることを傳へてゐる。<sup>④</sup>

一般庶民ばかりではない。遼の盛時(聖宗の統和二六年)に宋から北使した路振の旅行記乗輅錄に、皇帝が中京大定府に駐蹕するにあたつても、隨行の契丹臣僚たちは、城内に入らず郊外に天幕を張つて起居してゐるといふところなどから推すと、上下を問はず廬帳の生活をしてゐたことがわかる。皇帝となると、一年中の大半を各地の行在所に過ごし、國政をとるかたはら、かねて射獵漁撈に目を送つてゐる。従つて皇都の上京臨潢府や陪都中京大定府などには、壯麗な支那系建築の宮殿はあるが、そこに座御するのはその合ひ間合ひ間の短かい期間にすぎないわけである。

この行在所を、契丹語で捺鉢許允宗の行程錄には納鉢といひ、大金國志卷一には刺鉢といふ。と音ぜられてをり、遼史卷三二、勞衛志、行營の條には、註記するやうに春・夏・秋・冬の四季捺鉢についての詳しい記載がみえる。<sup>⑦</sup>すなはち春の捺鉢は鴨子河漂(泊)といつて、いまの松花江が嫩江と合流する附近の拜布爾察罕泊(Paihur Caran Nor)湖畔にあり、毎年正月上・中旬頃から三月中旬頃に至る約六十日間をこゝで過ごし、その間、餘暇を利用しては、群臣とともに氷中の魚を釣したり、或

は鷹鵠を縦つて鵠・鴈の類を捕へて君臣同業してゐる。

釣魚は冬から初春の結氷期にかけて行はれ、その方法を、宋の天禧四年遼の聖宗 開泰九年に北使した宋綬の上契丹事や程大

昌の演繁露といふ書に引いてゐる。燕北雜錄によつてみると、まづ河・泊の堅氷を鑿つて大きな竅を三・四個あけ、その

上に氈帳を卓たて門戸を閉ぢ、中で火を點じると、氷の下の水中にゐる魚は皆この火光の附近に湊つてくる。これを竅

から釣りあげたり、或は大きな魚は繩釣によつて曳きあげるのであるが、元代の蒙古人も、河魚は多く冬期河中の氷

を穿つて捕獲してゐる。<sup>④</sup>釣・釣のほかにも網も使用されてゐることは、補註⑦に引用した遼史、春の捺鉢の記載中に、

弋獵・網釣春盡乃還とみえてゐたり、また契丹人と同じ風俗習慣をもつ室韋族が、北史卷九四、室韋傳に、氷を鑿ち、

水中に没して網もて魚・鼈をとる、とあることから窺はれる。赤松智城博士によれば、北滿の赫哲(Goldi)族は、

いまもなほ、冬期には厚い河水を割つて作つた孔から魚を釣・釣したり、また小魚は網を用ゐて捕るといふ。<sup>⑩</sup>

東陵の壁畫のうち、前室から東側室への通廊壁に、大きな網や籠様のものをもつ人物がみえるのは、この漁撈に屬

從する臣僚をあらはすものに違ひあるまい。また遼代の陶磁器や鑑鏡の類に印刻されてゐる文様に、單魚文或は雙魚

文・多魚文が特に多くみられるのも(第二・第三圖參照)かやうなかれらの生活がにじみ出てゐるものといへよう。

鷹鵠を縦つて鵠・鴈を捕へる、いはゆる鷹狩りの法は、遼史卷三二、營衛志、春捺鉢の條や同じく卷四〇、地理志、

南京道、瀋陰縣の條、或は續資治通鑑長編卷八一に收められる晁廻の上言などに詳しく誌るされてゐるが、東陵中室<sup>⑪</sup>

の春の圖の水邊に浮游する水禽からは(圖版一參照)海東青鵠を縦つて捕へるといふ鵠・鴈も聯想されるであらう。



圖二第 黑釉魚文盤(奉天博物院藏)



圖三第 雙魚文鏡(大名城出土)

夏の捺鉢は一定してゐないが、聖宗以後になると王易の燕北録にも「夏の捺鉢は多く永安山(いまのワール・イン・マンハ)に住坐す」といふやうに、主として慶州、いまの白塔子興安西省巴林左旗附近に置かれたやうである<sup>⑩</sup>。皇帝は五月の末旬か六月上旬頃から約五・六〇日間をこの地に駐蹕し、重臣と國務を議するかたはら遊獵を行ふのであるが、しかし夏の捺鉢は納涼所ともいはれるやうに、白塔子からその北方のワール・イン・マンハ一帯は夏は大變涼しいため、天子も群臣も、ここらあたりに氈帳を据ゑて主として猛暑を避けてゐたらしく、翰林學士、晁廻等が北使して還つた時の上言にも、夏月は布衣帳氈を以て草に藉き、圍碁や雙陸を戦はしたり或は深澗に張鷹をしたりしてゐる(續資治通鑑長編卷八、大中祥符六年九月乙卯)などといふ。殊に興宗以後になると、この地は聖宗を祀る陵寢の所在地でもあるから、遼史を繕いても判る通り、駐留中はそれに関する行事が、いろいろとり行はれてゐる。

秋の捺鉢は永州附近の伏虎林<sup>⑪</sup>——もつとも補註⑦の大金國志にもみえるやうに、夏から引きつゞいて秋も、慶州附近に駐まる場合も多いが——

にあつて、七月中旬頃夏の納涼所を引き拂ふと、直ちにここに車駕を進め、専ら射獵に従事する。かれらの射獵の獲物を、遼史卷六八、遊幸表にみえる記載から窺ふと、鹿・虎・熊・野馬・豕・兔などであるが、中でも鹿狩りが最も普通に行はれたもののやうで、遼人の繪畫などにも、鹿を畫材としたものが多く畫かれてゐる。<sup>⑩</sup> 東陵の四季山水畫のうち夏・秋・冬の三幅までがその主題を鹿にとつてあり、且つ各季節における鹿の習性を極めて繊細周到に描き分けてゐることは、常時鹿に即した生活をしてゐるものでなくては到底爲しえないところである。

遼人の射獵の法、特に伏虎林における鹿狩りの法をみると、多く夜半群鹿が附近の湖の鹽水を飲みきたところを覗つて射殺したり、或は交尾期に角笛を吹き牡鹿の擬聲を放つて牝を呼び集めて捕獲してゐる。<sup>⑪</sup> これは鹿狩りに對して特に用ゐられた方法であるが、遼史卷四六、百官志に、圍場都太師・圍場都管・圍場使・圍場副使などの官が置かれてゐることから推すと、普通の射獵には多くの場合、圍場といつて一般民の立入りを禁止した一定の射獵地があり、皇帝を中心として大規模な卷狩りが行はれてゐたやうである。これに關しては、はつきりとは知りえないが、ほほ同様な射獵的習慣をもつ金代の女眞族や元代の蒙古族、清代の滿洲族などのものは比較的詳しい記載がみえるため、これらを通じて大體のことは推測しえやう。<sup>⑫</sup> しかし捺鉢に在つては、このほかに皇帝親ら個人的射獵を行ふこともあり、婦人も射獵に従事し、后妃や皇太后は天子とともに捺鉢生活を樂んでゐる。<sup>(前註⑩)</sup> (參照)

かういふ風だから、すでに松井等氏も指摘されてゐるやうに、かれらの間には射獵の神としての鹿神の信仰も行はれ、或は陵寢の祭祀にも熊や鹿などが供物として多く用ゐられてゐる。また、かれらの社會に弓や矢を信據とする

風習、たとへば、弓矢を傳與したり交換することによつて、それを徵兵、盟約或は親睦の印信とするなどが存するの  
も、射獵において弓矢が一番要視されることから生じたものであらう。その他、遼代の儀衛には勘箭の儀とて宮門出  
入の符信としても弓箭が用ゐられてゐた。<sup>①</sup>東陵前室から中室への通廊兩壁に弓(東壁の人物)および箭筒(西壁の人物)  
を帯びて相對する契丹人は、或はこの勘箭官か閣門使ではあるまいか。(圖版三)ともかく、これらを通じて、かれ  
らの日常生活が、かかる儀禮的な方面にまで受け容れられてゐることが窺はれる。

冬の捺鉢の安置された廣平淀(一名白馬淀ともいふ)といふのは永州附近にあり(永州の東南三〇里)、四望皆沙磧で  
うち開け、冬期溫暖であるため、冬は多くここに座御して北・南面の大臣たちと國政を議し、かねて宋や西夏・高麗  
など諸外國使臣の謁見や禮貢を受納してゐるが、その暇暇には同じやうに校獵したことはいふまでもない。

以上、主として遼史營衛志、行營の條下にみえる四季の捺鉢を通じて、皇帝を中心とする契丹人の射獵漁撈生活を  
みたのであるが、もともとかれらにとつては、射獵でも漁撈でも決して單なる遊獵ではなく、遼史が冬の捺鉢の條に、  
時に校獵に出て武を講ずといふやうに、平時における集團的軍事訓練にほかならないであらうし、同時にそれは、上  
下を問はず、かれらの生活資料を獲得することでもあり、さらには北方民族としての習性ですらある。皇帝の捺鉢も、  
そこに遊樂的行事は伴ふにせよ、結局はかういふかれらの習性に基くものとも考へられるであらう。さきに紹介した  
東陵中室にみえる四季山水畫は、この捺鉢生活の展開されるべき園場かほばの景觀を畫き表はしたものであつて、それは決  
してこの畫面に筆をとつた畫人その人の胸中の丘壑ではない。さらに端的にいへば、これこそこの地永安山(後の慶

雲山)——そこには遼代を通じて夏或は秋の捺鉢が置かれたのであるが——いまのワール・イン・マンへの四季とりどりの景觀を四つの畫面に、そのままとり入れたものであらう。あまりにもよく似たその地貌は、現地へ臨んだ誰人にも同じ考へを懐かしめるに違ひない。われわれは、この山水畫を通じて、契丹人たちが、かれらの皇帝を中心に過した捺鉢的生活を、またかかる生活を樂しました園場かほばの景觀を、充分に想像することができらであらう。

上述したやうに、東陵の山水畫が果して捺鉢に關係づけられるとすれば、その上部から天井にかけて描かれる裝飾圖樣や、或は圓形の平面に穹窿天井をもつ陵墓の構造そのものなどについても、これと聯關するものではあるまいかとの考へが浮びあがつてくるのである。(圖版四)そこで、次には契丹人の住居について考察してみる必要がある。

契丹人一般の生活が、水草を追ひつゝ遊牧畋獵を主とする以上、かれらの住居は、どうしても移動に便利なものでなくてはならない。補註④⑤にみえる宋人王曾や路振、宋綬らの旅行記によると、その家屋を言ひ表はすのに、穹帳・車帳・穹廬などの言葉を用ゐる、或は遼史をはじめその他の史料にも、廬帳・氈廬・氈幕などの語がみえるところから推すと、かれらの住居には輕便な氈フェルトをもつて随時に組み立てた半球形のドーム型のもの、おそらく現在の蒙古包と相似たものと、また上部の尖つた三角形——切妻、入母屋、寶形などの型態をとる——の屋根をもつテントに類するものとの二系統があり、村田治郎博士によると、穹廬・穹帳などは前者蒙古包系の半球形住家をさし、氈帳・廬帳・氈幕・氈廬などは前後兩系統を總稱したもののやうである。<sup>16)</sup>契丹人にあつては前者、すなはち蒙古包系のものが支配

的ではあつたが、しかし今日蒙古人の間にでも蒙古包のほかに、切妻屋根形の旅行用黒色テントが補助的に用ゐられてゐるやうに、後者の三角形天幕も併用されてゐたことは、同博士も前掲論文中に指摘されてゐる。米國ボストン美術博物館所藏の文姫歸漢圖は、北宋末から南宋頃の作といへば、當時の北族たる契丹人或は女真人の生活様式をモデルにしたものと思はれるが、これには穹廡(蒙古包)のほかに三角形天幕またそれに附屬する櫺<sup>スル</sup>す<sup>ラ</sup>もみえる。(圖版五) (参照)

皇帝の宮殿も後になると、上京臨潢府や中京大定府などに、支那本土のものに劣らぬ壯麗な殿堂が建てられてゐるが、しかしそれは、いはゞ帝國の元首としての威嚴をそへる一つの國家的裝飾にすぎず、すでに述べたやうに歴代の皇帝は、これらの宮殿に臨御するよりも、四季を通じてその大部分を捺鉢で過してゐる。つまり支那系宮殿は、遼の皇帝にとつては假りの御殿でしかなく、むしろ捺鉢こそ常住の宮帳であつたわけである。

捺鉢の構造を遼史卷三二、營衛志、行營、冬の捺鉢の條にみえるところによつてみると、皇帝の宮帳には硬寨或は槍寨、すなはち武装した牙帳と普通の宮帳とがあり、硬寨は槍を立て連ねて柵となし、その外周には小氍毹があつて、每帳五人の親衛兵が直接守護に任じてゐる。<sup>(10)</sup> また硬寨と並んで省方殿・壽寧殿などの諸殿があるが、これらはいづれも柱や櫺<sup>スル</sup>は木・竹から成り、天井は氈<sup>シヤルト</sup>で作られてゐる。その柱は一面彩繪で飾り、壁には錦が張りめぐらされ緋繡の額もかゝつてをり、また床上には、龍の刺繡のある黃布が敷きつめられ、臆<sup>アビ</sup>にはめられた褥<sup>フスマ</sup>は皆黃油絹をまいたフエルトであり、兩の廂や廊・廡もまた氈で蓋はれてゐる。省方殿の北には鹿皮製の廡帳が据ゑられ、ついでその北に



は八方の公用殿と硬寨の長春帳がある、といふ<sup>20</sup>。こゝにフェルトの天蓋をもつなど、あるところから推せば、これは柱や襖を具備する大が、りな穹廡のやうに思はれるが、この推測はさらに路振の乗輅録に、聖宗の生母承天太后と韓徳讓耶律隆運との關係を述べて、承天太后は弋獵に出づる毎に、必ず徳讓と穹廡を同じくして處る云云とある一語によつて裏付けられよう。當時若年の聖宗に代つて攝政の位にあつた承天太后が弋獵に出て韓徳讓と同居した穹廡とは、いふまでもなく捺鉢にほかならない。黑韃事略にみえる、元代蒙古人が用ゐた金帳とよばれる數百人を收容する大旣帳も、これらと大差ないものであらう。數百人を容れうるとすれば、どうしても内部に遼史のいふやうな柱や襖が必要となつてくるわけである。

如上の記載から推想される大穹廡としての捺鉢の構造を考に入れて、東陵の奥室・中室および四つの側室の型態や、その内部に畫かれた裝飾などを眺めるとき、われ／＼は、あまりにも兩者の相似してゐることに驚かされるであらう。そしてその規模を小さくしたともいへるものが今日の蒙古諸王侯の包にみられる。わたくしには嘗て昭和六年内蒙古を旅して、シリン・ゴール盟アバガ王府を訪れたとき案内された應接用包——その内部一面には、やはり同じやうな緞子や龍紋を織りこんだ絨錦の類が張りめぐらされ、上閣下と思はれるあたりにも狭い垂れ幕が下がり、また天井に至るまで見事な裝飾が施されてゐたが——の記憶が、再びこゝに強くはつきりと、よみがへつてくるのである。しかし、だからといつて東陵の構造の一切が、ことごとく穹廡を寫したものであるとみることはできないであらう。といふのは、前室が長方形であることや、その天井部に施されてゐる料・栴・栴・梁・臺殿・六角格子などの彩畫——

中室や四つの側室にも、天井部に料栱桁梁の類は畫かれてはゐるが、これは遼史もいふやうに、彩繪の施されてゐた捺鉢の木柱・竹椽を、そのまゝ壁畫化したものとみられるであらう。(圖版四) — や、また羨門が磚築ながら、軒瓦や料・栱・椽形を作りだし、その屋根の上部兩端には漆喰の壁面を利用して鴟尾さへ畫かれてゐることなどは(圖版三) どうしても木造の支那系建築を示すものでなくてはならないからである。こゝで、われ／＼に思ひ出されることは、薛

映が上京の皇城内には、木造の支那系宮殿にまじつて、氈廬の殿舎もあつたといふ記載であるが、これらの點から推測すると、當時の皇宮はかれも傳統の住居である穹廬と、支那系木造建築とを兼ね具へてゐて、それは簡單小規模に過ぎようが、圖版六に掲げた今日のアバガ王府にみるやうな配置を示してゐたものではあるまいか。捺鉢にさへも時々かゝる固定的支那系建築をまじへてゐたかも知れない。四季それ／＼とはいへ、數十日或は永安山(慶雲山)や廣平淀の如く、場所によつては毎年數ヶ月を常駐してゐたとすれば、必ずしも捺鉢の全ての建物を、その時々、ことごとく移動せしめる要もあるまい。

かう考へてくると、少くとも皇帝は、上京や中京にある支那系宮殿と、捺鉢における穹帳といふやうに、兩系統の建物に住み分けてゐたのみでなく、同一地に在つても、支那風の宮殿と固有の穹廬との二元的様式の生活をしてゐたこととなるが、東陵はこのかれらの住居の上における二元性を、全體的構造のうちに一元的に織りこんで築造されたものではなからうか。もつとも、かような圓形の平面に穹廬天井をもつ蒙古包系の陵墓が築造されてゐることは、様式上からいへば、營城子の漢代壁畫古墳や高句麗古墳にみるやうな、矩形の平面に水平積みだしによる方錐形風のド!

ム天井をなす墓室制と、關聯をもつものとも一應は考へられやうが、それよりもさらに當代における契丹皇帝はじめ貴族たちの現實的生活様式が、より強く影響してゐるのだとは考へられないであらうか。

つぎに再び壁畫に立ちかへつて、人物畫に眼を轉じることゝしよう。はじめにもいつたやうに、入口の兩壁から始まつて、各室をつなぐ通廊の兩側、前室および四つの側室の周壁には、數十人の男女——そのうち婦人は現在見うるかぎりでは二人きりであるが——が立ち並んでゐるが、かれらの身につけてゐる服飾をみると、支那風のものと契丹風のものとのあることが注意をひく。遼國では前者を漢服、後者を國服と呼び、當時朝廷では、國服を着た廷臣と漢服のものとは、東西に相分れて着坐するのが常例であつた。(遼史卷五〇、禮志二及び卷五二、禮志五參照)遼史卷五六、儀衛志二、漢服の條によると、おもふに遼の服制は、會同年中より太后および北面の臣僚(主として契丹人)は國服を着し、皇帝並びに南面の臣僚(主として漢人)は漢服をまとふ、云云といつてゐる。會同とは太宗の年號九三八—九四七年で丁度この頃遼國は、五代の後晋國から燕・代十六州の割讓をうけ、つゞいて太宗親ら中原に駒を進め、汴京(今の開封)に入城したことなどのため、支那文物の遼國內への移入は活躍を極め、殊に官職制度服飾儀禮方面における華化の現象には著しいものがあつた。<sup>②</sup> 皇帝が朝會に、南面の臣僚と、ともに漢服を着用することに定められたのも、太宗が後晋國を滅ぼして大同元年正月その都汴京に入り、支那風の衣冠を服し、漢人には漢服、契丹人には國服をつけて朝賀を許るして以來のことであり、その後、第六代聖宗の統和元年六月には、大禮の際における漢服着用範圍は、北面三

品以上の臣僚にまで擴大され、さらに第七代興宗の重熙元年以後になると、常朝には太宗時代のまゝを遵奉したが、大禮に際しては全廷臣の禮服はことごとく漢風に統一することゝしてゐる。<sup>(25)</sup>

この服飾の國・漢二元制が實際に行はれてゐたことは、たとへば聖宗の開泰九年九月北使した宋綬の上契丹事には、その衣服の制を誌るして、國母(皇太后)と蕃官(契丹人臣僚)とは皆國服をつけ、國主(皇帝)と漢官とは漢服を着用してゐるといひ、また同じ聖宗の統和時代遼國の中京大定府に北使した路振の乘輅錄に

聖宗に武功殿○中京城内  
の宮殿名

で謁見したところ、かれは漢服黃紗袍に玉帶鞞をつけ、方床に茵をかさねて坐御し、その

左右には數人の小姓が侍立してゐた。東西に居ならぶ重臣は、皆繡墩に坐し、東側には漢服の官が三人に國服の官が一人、西側には漢服國服のものが各々二人づゝである中略。それから翌々日再び武功殿における聖宗生辰の宴に列してみると、その時には漢服の官は西廡に、國服の官は皆東廡に列んでゐた。云云(皇宋事實類苑  
卷七七所收)

とみえてゐることなどからでも證し得られる。路振のいふところから考へると、皇帝の生誕を祝賀するやうな正式な朝會においては、國服漢服の官が、きちんと東・西に分れて列坐したが、非公式な儀禮にあつては、さまざま嚴格には遵られなかつたやうである。東陵前室の東・西兩壁に、國服着用のもものと漢服の官とが入りまじつて畫かれてゐるのは、(圖版七・  
八参照)かれらの朝廷におけるかゝる禮式をあらはすものといへよう。

さて以上申し述べたところから推すと、要するにこの陵寢そのものは、當時の遼國皇帝を中心とする貴族・臣僚た

ちの生活の一面である捺鉢生活を、そのまゝ表現してゐるものと考へられるが、かやうにその陵墓を、現實生活にまで結びつける、いひかへれば現實的生活をそのまゝ未來にまで移行せしめるといふことからは、かれら契丹人の懐いてゐた未來觀が、深い關係をもつものゝやうである。死後も現世と同一の生活を營むものだ、未來も現在の延長であるとの觀念は、未開族に通有の原始的宗教思想であるが、契丹人の間にも、かやうな信仰は古くから存してをり、これが、かれらの本來あるべき生活たる捺鉢的生活を、陵寢そのものにもまで壓縮投影せしめる精神的基底となつたものであらう。<sup>(26)</sup>

遼代は上下を問はず、佛教(密教系)が非常に盛んで、到るところに壯麗な堂塔伽藍が建立されたことについては、すでにこれまで屢々論述せられ、<sup>(27)</sup> また當時その國の領域に屬してゐた滿洲國内および北支・蒙疆地方一帶に、今も多數存在する佛寺や磚塔・木塔などからも充分窺ひうるが、しかしかれらを支配してゐた宗教的感情、少くとも死後の世界觀は、やはり佛教にみる彼岸淨土的思想ではなくして——陵内の裝飾に、佛教的要素と認められるべきものが、ほとんど見出し得ないこともまた、その一證としてあけられやうが——シヤマン的思想ではなかつたかと思はれる。

遼國の國家的祭儀のうちで、もつとも神聖視される祭山儀(始祖發祥の地たる木葉山を祀る儀禮)において、白衣の巫が重要な役割を演じてをり、その他、瑟瑟儀、再生儀、喪葬儀にも巫が祝祭してゐたり、<sup>(28)</sup> 或は遼史に記載される固有の祭儀(卷四九・五〇・五)が、ほとんどシヤマン的であることなどに思ひ到れば、一層この感は深くなる。

なほ、これまで述べた如き、牧畜射獵生活をなし、穹廡・毘帳に住居してゐるのは、遼朝治下における支配層の契

丹人、ないしはそれに準ずる部族であつて、遼といふ一國家の中には、これらのほかに漢人・渤海人などの定著農耕民があり、この兩者は、社會生活上本質的に異つてゐて、大體前者が人に基礎を置いてゐるのに對し、後者は土地に基礎を置く社會生活をしてゐるわけである。かゝる異質的なものが一國家内に包含されてゐる關係上、そこには政治行政上にも、經濟上・軍事上その他にも、多元的組織、複雑な國家構造を形成せざるを得ない。遼陵の壁畫を通じて契丹人生活の一面をみるにあたり、それが遼國內全部の人々の生活ではないといふことを、最後に申し添へて置く次第である。

## 補註

① 三陵を今日では、その位置の上から東陵・中陵・西陵と俗稱してゐるが、これらが、果して、聖宗・興宗・道宗のいづれを、どの陵寢に葬つたのかは明かでない。といふのは、もと三陵内にはそれぞれ各帝・后の哀册碑が安置されてゐたはずであるがそれが、昭和五年、時の熱河軍閥湯佐榮によつて無雑作に搬出されたため、遂に比定すべき唯一の手懸りを失ふに至つたからである。

しかし、その後に出た二三の傍證によると、一應東陵が聖宗、中陵が興宗、西陵が道宗の陵墓であることが推斷されるやうである。これについては、滿洲學報第七に載せた拙稿「遼朝帝后の哀册と慶陵」を参照せられたい。

② 漢道を全部發掘することは、勞力と時間の上から到底許さ

れなかつたため、その全長は不明である。

③ さきにもいつたやうに、東陵は、*Warin-manta* (蒙古語、瓦の多い砂地の意) の山、詳しくいへば *ワール・イン・マンハ* の *robar-hulag* (蒙古語、三ツの泉の意) 山——遼代には慶雲山と稱せられてゐた——の東部中腹の傾斜を利用して、地下約四・五〇尺の深さに築かれ、上には土塼と裂石とを交互につみたゞいて披ひかぶせてゐるから、外觀上からは、そのありかは全く窺ひえられないわけである。ほかの二陵(中陵・西陵)も同様であるが、一體帝后の陵寢のみに限らず遼代の陵墓は、少くとも、これまで知られてゐる限りでは、熱河省薬柏壽の鷄冠壺出土墳(三宅宗悅氏、鷄冠壺を出土せる最初古墳に就て、滿洲國立中央博物館時報第五號所載)にして、同省喀喇沁右旗、和樂村、張家營子の鄭恪古墳(李文信

氏、汐子行記、同上、第二號所載)にしても、また同省寧城縣老西營子碑墓(三上次男・水野清一氏、熱河老西營子碑墓、人類學雜誌第五〇卷第一〇號所載)にしても、いづれも山や丘陵の斜面を利用して、地下深く築かれ、地表には墳丘の跡もないといふのが普通のやうである。黒韃事略や草木子(卷三、雜制篇、歷代送終之禮)には、元代の蒙古人は地中深く埋葬し、墓には塚など造らず、人に知られないやうにして置くとみえてゐるし、またカズロフ氏の發掘した外蒙ノイン・ウラの古墳も地下深く營まれてゐたといへば、おそらく契丹人にもかゝる風習があつたのではあるまいか。

④ なほこの東陵の壁畫については、鳥居龍藏博士、遼代の壁畫について(國華第四一編第九・一〇・一一・一二號所載)をも参照されんことをのぞむ。

⑤ 契丹人の畜牧畝漁生活に關する記載

大漠之間。多寒多風。畜牧畝漁以食。皮毛以衣。轉徙隨時。車馬爲家。云云(遼史卷三二、營衛志、行營の條)

朔漠以畜牧射獵爲業。猶漢人之勦農。生之資於是乎出。自遼有國。建立五京。置南・北院。控制諸夏。而遊田之習

尙因其舊。云云(遼史卷六八、遊幸表序)

自過古北口。卽蕃境。(中略)時見畜牧。牛馬羸馳尤多。青羊黃豕亦有。挈車帳。逐水草射獵。(食止擊粥糲。(契丹國志卷二四所收、王沂公行程錄)

契丹駢車依水泉。羸駝羊馬散川谷。草枯水盡時一遷。云云

遊陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面(田村)

(蘇轍、樂城集卷一六、出山の詩の一節)

本朝與遼室異。中略 契丹人以逐水草。牧畜爲業。穹廬爲居。遷徙無常。云云(金史卷九六、梁真傳)

古くから、そうであつたことは、北史卷九四、契丹傳や、唐書卷二一九、契丹傳などによつても窺はれる。

冬月時向陽食。若我射獵時。使我多得脂廩。(中略)逐寒暑。隨水草畜牧。云云(北史)

⑥ 契丹(中略)射獵居常無常。云云(唐書) 射獵漁撈の時期

續資治通鑑長編卷一一〇、天聖九年六月の條或はこれによつたと思はれる契丹國志卷二三、漁獵時候には遼國皇帝の行獵の時期を

契丹每歲正月上旬出行射獵。凡六十日。然後並塔魯河○契志には撻魯 鑿冰釣魚。冰泮即縱鷹鶴以捕鵝雁。夏居炭山或河上京避暑。七月上旬復入山射鹿。夜半令獵人吹角放鹿鳴。既集而射之。云云

といひ、徽宗の時代に北使した張舜民も、その著使遼錄に、次のやうに傳へてゐる。

北人打圍。一歲各有處所。正月鉤魚海上。於冰底鉤大魚。

二月三月放鵝。號海東青打鷹。四月五月打麋鹿。六月七月於涼淀坐夏。八月九月打虎豹之類。同此直至歲終。云云

(遼史拾遺卷一三所收) また遼史卷三二、營衛志によれば、つぎの註⑦にもみえる

やうに、皇帝は正月から六十日間を春の捺鉢、五月末から七月初めまでを夏の捺鉢、七月中旬以後を秋の捺鉢、十月は冬の捺鉢で過すことゝなつてをり、結局これらの期間中は、國都にゐないわけである。

⑦ 四季の捺鉢に關する史料

春捺鉢曰鴨子河梁。皇帝正月上旬起牙帳、約六十日。方至。天鵝未至。卓帳冰上。擊冰取魚。冰泮。乃縱鷹鶴。捕鵝鴈。晨出暮歸。從事弋獵。鴨子河梁東西二十里、南北三十里。在長秦州東北三十五里。四面皆沙塢。多榆柳杏林。(中略) 弋獵・網釣。春盡乃還。

夏捺鉢。無常所。多在吐兒山。道宗每歲先幸黑山。拜聖宗・興宗陵。賞金蓮。乃幸子河。避暑。吐兒山在黑山東北三百里。近德頭山。黑山在慶州北十三里。上有池。池中有金蓮。(中略) 山有清涼殿。亦爲行幸避暑之所。四月中旬起牙帳。卜吉地爲納涼所。五月末旬・六月上旬至。居五旬。興北南臣僚議國事。暇日遊獵。七月中旬乃去。

秋捺鉢曰伏虎林。七月中旬自納涼處起牙帳。入山射鹿及虎。林在永州西北五十里。嘗有虎據林。傷害居民畜牧。景宗領數騎獵焉。虎伏草際。戰慄不敢仰視。上舍之、因號伏虎林。云云

冬捺鉢曰廣平淀。在永州東南三十里。本名白馬淀。東西二十餘里、南北十餘里。地甚坦夷。四望皆沙磧。木多榆柳。其地饒沙。冬月稍暖。牙帳多於此坐冬。興北・南大臣會議

國事。時出校獵講武。兼受南宋及諸國禮貢。云云(遼史卷三二、營衛志中、行營の條)

しかし四季の捺鉢は、遼代を通じて常に、ここにいつてあるものと同じ場所に置かれたのではなく、さきに註⑥に引用した長編卷一一〇の記載からも推しうるやうに、聖宗時代の春の捺鉢は、むしろ塔魯河畔に多く据ゑられてゐる。塔魯河とは遼魯河・遼魯河・他魯河なども書かれ、すなはち今の洶爾河(洶爾河)をいふ。(池内博士、遼代混同江考、滿鮮史研究、中世第一、二四四頁——二四九頁) このほか春にはまた、南京道、遼陰縣(郭縣)の延芳淀畔にも屢々行在して弋獵を行つてゐる。

夏の捺鉢も、慶州(今の興安西省巴林左旗の白塔子)附近のほかに、よく獨石口外の炭山(その位置については、箭内博士、遼代の漢城と炭山、東洋學報第一一卷第三號參照)にも置かれ、秋の捺鉢も必ずしも、伏虎林のみとも限らず、慶州の永安山(ワール・イン・マンハ)に夏から引きつゞいて駐まることもあり、契丹國志卷一〇によれば、天慶四年阿骨打舉兵の秋には、天祚は北鎮縣附近の顯州の行在所にあつて射鹿してゐたといふ。次に引く大金國志の記載からも捺鉢は遼史營衛志にみえる以外に領内各地に置かれたことが窺はれよう。

契丹故事。四時游獵。春水秋山。冬夏刺蘆。蘆達。刺鉢者契丹語行在之意。鷹? 缺字。契丹主有國以來。承平日久。無以爲事。每歲春放鴉于口



春水。釣魚于混同江。夏避暑于永安山、或長嶺豹子河。秋射鹿于廣州黑嶺・秋山。冬射虎于顯州。四時無定。云云

(大金國志卷一一)

⑧ 滿洲歷史地理第二卷、八六頁—八七頁および池内宏博士、近代春水考(滿鮮史研究、中世第一、二七八頁—二七九頁)参照。

⑨ 契丹人の魚撈法

皇帝の魚撈は、註⑦に引いた春捺鉢の條に、春捺鉢曰鴨子河深。皇帝正月上旬起牙帳、約六十日。方至天鵝末至。卓帳冰上。鑿冰取魚。云云  
といひ、或は張舜民の使遼錄にも

正月釣魚海上。於冰底釣大魚。

といふやうに、多く嚴冬から初春の結水期にかけて、行はれてゐたもののやうで、その捕魚法については、次のやうにみえる。

蕃俗喜單魚。設甞廬於河水之上。密掩其門。鑿冰爲竅。舉火照之。魚盡來湊。即垂釣竿。罕有失者。廻至張司空館。

開國主をさす。在土河上單魚。以魚來饋。(續資治通鑑長編卷九七、天禧五年九月の條にみえる宋綬の上契丹事)

遼魯河釣牛魚。北方盛禮。意慕中國賞花釣魚。然非釣也。此之所記。於北爲道宗清寧四年、其甲子則戊戌正月也。遼魯河東與海接。歲正月方凍。至四月而泮。其釣是魚也。北主與其母皆設次冰上。先使人於河上下十里間。以毛

遼陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面(田村)

網截魚。令不得散逸。又從而驅之。使集冰帳。其床前預開

冰竅四。名爲冰眼。中眼透水。旁三眼環之不透。第斷減、令薄而已。薄者所以候魚。而透者將以施釣也。魚雖水中之物。若久閉於冰。遇可出水之處。亦必伸首吐氣。故透水一

眼。必可以致魚。而薄不透水者。將以伺際也。魚之將至。伺者以告。北主即塗於斷透眼中。用繩鈎擲之。無不中者。

既中。遂縱繩令去。久魚倦。即曳繩出之。謂之得頭魚。頭魚既得。遂相與出水帳。於別帳作樂上壽。(演繁錄卷三所收、

燕北雜錄、契丹於遼魯河釣魚)

頭魚を得て作樂上壽することが頭魚宴であつて、頭魚とはすなはち牛魚である。牛魚は松花江に産するオシロイの一種にしてその重さは數百觔から千觔に達するものがあるといふ。(楊

賓、柳邊紀略。池内宏博士、近代春水考(滿鮮史研究、第一中世)二七一頁註五。松井等氏、契丹人の衣食住(滿鮮地理

歴史研究報告第九、一四七頁—一五頁)参照。

この牛魚は、元になると阿八兒忽といふ名で呼ばれる。飲膳正要第三、魚品の條には

阿八兒忽魚。味甘平無毒。利五藏。肥美。人多食難克化。脂黃肉寬無鱗。骨止有脆骨。胞可作膠膠。甚粘。膠與酒化

服之。消破傷風。其魚大者有一二丈。一名鱈魚生遼陽東北海河中。又名鱈魚

といひ、この魚の圖も載せられてゐる。

元史地理志、遼陽等處行中書省、廣寧府路および劉哈刺八

第二十七卷 第一號

二一

都魯傳(卷一六九)に阿八刺忽とみえるのも、この魚のことにほかならない。

因みに、元代の蒙古人も、河魚は多く冬期に河中の氷を穿つて捕獲してゐる。

鹽胸河(北語云、翁陸連<sup>ウレン</sup>)夾岸多叢柳。其水東注。甚湍猛。居人云。中有魚。長三四尺。春夏及秋捕之。皆不能得。至冬。

可鑿水而捕也。云云(張德輝、嶺北<sup>北</sup>或は塞北紀行)

⑩ 赤松智城・秋葉隆氏共著、滿蒙の民族と宗教(第三 赫哲族の條一六六頁—一六七頁)參照。

⑪ 契丹人の鷹狩り(弋獵)の法

春捺鉢日鴨子河梁。皇帝正月上旬起牙帳。(中略)冰泮。乃縱鷹鶴捕鵝鴈。晨出暮歸。從事弋獵。(中略)皇帝每至。侍御皆服最綠色衣。各備連鏈一柄、鷹食一器、刺鵝鴈一枚。於梁周圍。相去各五・七步排立。皇帝冠巾。衣時服。繫玉束帶。於上風望之。有鵝之處舉旗。探聽馳報。遠泊鳴鼓。鵝驚騰起。左右圍騎。皆舉幟麾之。五坊擊進海東青鵝拜授。皇帝放之。鵝擒鵝墮。勢力不加。排立近者。舉錐刺鵝。取腦以飼鵝。救鵝人。例賞銀絹。皇帝得頭鵝薦廟。群臣各獻酒果。舉樂。更相酬酢。致賀語。皆擗鵝毛于首。以爲樂。賜從人酒。遍散其毛。云云(遼史卷三二、營衛志、行營)翰林學士晁迥等使還言。始至長泊。泊多野鵝鳴。遼主射獵。領帳中騎。擊扁鼓繞泊。驚鵝鴈飛走。乃縱海東青擊之。或親射焉。遼人皆佩金玉錐。號殺鵝・殺鵝錐。每初獲即拔毛

挿之。以鼓爲坐。遂縱飲。最以此爲樂。(續資治通鑑長編卷八一、大中祥符六年九月乙卯の條)

遼每季春弋獵於延芳淀。居民成邑就城。故渤海鎮後改爲縣。在京東南九十里。延芳淀方數百里。春時鵝鴈所聚。夏秋多芟矣。國主春獵。衛士皆衣黑緞。各持連鏈鷹食。刺鵝鴈。

列水次、相去五七步。上風擊鼓。驚鵝稍離水面。國主親放海東青鵝。擒之鵝墮。恐鵝力不勝。在列者、以佩錐刺鵝。

急取其腦飼鵝。得頭鵝者例賞銀絹。云云(遼史卷四〇、地理志、南京道、遼陰縣の條)

理志、南京道、遼陰縣の條)

この延芳淀の射獵については、遼史拾遺卷一七所引の燕山叢錄(宋の徐昌辭著)にも

遼縣○前記遼陰縣はこの西有延芳淀。大數頃。中饒荷芟。水鳥群集其中。遼時每季春必來弋獵。打鼓、驚天鵝飛起。

縱海東青禽之。得一頭鵝。左右皆呼萬歲。海東青大儼如鵝。既縱直上青冥。幾不可見。俟天鷲至半空。歎自上而下。以爪攫其首。天鷲驚鳴。相持殞地。

といふ。

なほ、鵝鴈を捕へる海東青鵝とは、滿洲東北部の森林地帯に産する鷹・隼の一種であつて、遼ではこれを女眞族に求めるため、絶えず多くの使を派したが、これら海東青鵝を求める使に、女眞は大方ならず苦惱してゐる。實は金の太祖阿骨

打が反遼の旗幟をひるがへした一因もこれにあるといはれる。

女眞東北、與五國爲鄰。五國之東、鄰大海。出名麀。自海東來者。謂之海東青。小而俊健、能擒鷲鷹。爪白者。尤以爲異。遼人嗜愛之。歲歲求之。女眞至五國。戰鬪而後得。女眞不勝其擾。及天祚嗣位。賈實尤苛。又天使<sup>○</sup>遼人所至。百般需索於部落。稍不奉命。召其長加杖。甚者誅之。諸部怨叛。潛結阿骨打。至是舉兵伐遼。(契丹國志卷一〇、天祚紀)

阿骨打所居。乃江之北。謂之生女眞。方遼之盛。亦臣於遼。其後承平日久。需求無厭。酷善海東青<sup>海東之</sup>飛禽。遣使徵求。絡繹於道。加以使人縱暴。多方貪婪。女眞浸怨之。云云(同上卷九、道宗紀)

⑫ 慶州については、滿蒙史論叢第三所載の抽稿、遼代に於ける徙民政策と都市・州縣制の成立(七六頁―八二頁)参照。

⑬ 伏虎林の位置

伏虎林は永州の西北五十里に在り、といへば永州が問題となる。永州の位置は、遼史卷三六地理志、上京道に「東より潢河、南より土河の二水合流す。故に永<sup>永</sup>字は二水の連音<sup>音</sup>州と號す」とあり、従つて滿洲歴史地理は、これを今のシラ・ムレンと老哈河の合流する地點の西に近いところに擬定してゐる(第二卷八九頁―九一頁参照)してみると、こゝより西北五十里にあるといはれる伏虎林はシラ・ムレンの北において、平地松林の東端あたりに位してゐたもののやうである。

⑭ 鹿を畫材としたものでは、東丹王の射鹿圖などは有名であ

遼陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面(田村)

り、遼詩話(昭和叢書巴集所收)には王士禎の東丹王射鹿圖詩が收められてゐる。東丹王の畫跡については、遼史の本傳にも、  
義宗<sup>○</sup>東丹王善畫本國人物。如射驍・獵雪驍・千鹿圖皆入宋祕府。  
とみえ、その子孫にあたる耶律履も、善く鹿を畫いたといはれる。

⑮ 契丹人の射獵法

遼史卷三二、營衛志、行營、秋の捺鉢の條には虎および鹿の射獵の記載がみえる。

秋捺鉢曰伏虎林。七月中旬自納涼處起牙帳。入山射鹿及虎。林在永州西北五十里。皆有虎據林。傷害居民畜牧。景宗領斃驍獵焉。虎伏草際。戰慄不敢仰視。上舍之。因號伏虎林。每歲車駕至。皇族而下分布深澗水側。何夜將半、鹿飲鹽水。令獵人吹角。效鹿鳴。既集而射之。謂之猷薩鹿。又名呼鹿。

この伏虎林の虎狩りについては、焚椒錄にも

清寧二年八月上(道宗)獵秋山。后(懿德皇后、後の宣懿皇后)率妃嬪從行在所。至伏虎林。(中略)次日上親御弓矢射獵。有虎。突林而出。上曰朕射得此虎。可謂不媿后詩。一發而斃。群臣皆呼萬歲。

遼陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面(田村)

第二十七卷 第一號 二四

といふ。つぎの呼鹿すなはち鹿寄せについては、續資治通鑑長編にも同様な記載がみえる。

契丹每歲(中略)七月上飢復入山射鹿。夜半令獵人吹角、教鹿鳴。既集而射之。云云(卷一一〇)

每秋則衣褐裘。呼鹿射之。(卷八一或は契丹國志卷二三)

秋葉教授によれば、北滿の馴鹿オロチヨンは、現在もなほ鹿笛を吹いて鹿を寄せ、これを射獵するといふ。(滿蒙の民族と宗教一四四頁参照)

以上は多人數による卷狩り風のものであるが、捺鉢においては、皇帝でも時に個人的射獵を行ふこともある。

國俗君臣尙獵。故有四時捺鉢。上(遼宗)既擅聖獵。而尤長弓馬。往往以國服先驅。行乘馬號飛電。瞬息百里。常馳入深林邃谷。扈從求之不得。云云(狹板錄)

そのほか婦人も射獵に従つてゐる。

遼以鞍馬爲家。后妃往往長於射御。軍旅田獵未嘗不從。(遼史卷七一、后妃傳)

清寧十年。獵于赤山。以皇太后射護大鹿設宴。(遼史卷六八、遊幸表)

咸平六年七月己酉。契丹供奉官李信來歸。信言其國中事云。

(中略)或主宗。聖女三人。末女曰延壽努。出獵爲鹿所觸死。

(續資治通鑑長編卷五五)

①⑥ 金代の女眞族、元・明代の蒙古族、清代滿洲族の卷狩りについては、川久保悌郎學士、清代滿洲の園場(史學雜誌第五〇

編第九・一〇・一一號)を参照せられたい。

①⑦ 松井等氏、契丹人の衣食住(滿鮮地理歴史研究報告第九、一二八頁—一三一頁)

なほこのほか勘箭の儀については、遼史卷五一、禮志四、賓儀にも詳しい記載がみえる。

①⑧ 村田治郎博士、東洋建築系統史論その一(建築雜誌第四五輯第五四四號所收)

なほ本論文には、蒙古包や三角形天幕の構造についても詳述されてゐる。蒙古包の構造については、このほかに鳥居きみ子氏、土俗學上よりみたる蒙古、第四十九章蒙古人の住居

水野清一氏、蒙古遊牧民の生活(民俗學第四卷第二・三號)、

江上波夫氏、內蒙古高原の生活、第六節衣食住(蒙古高原橫斷記所收) 竹島卓一氏、建築史上より見たる蒙古包(蒙古學

第二冊) 赤松智城・秋葉隆兩氏共著、滿蒙の民族と宗教總說

第二節住居および第五蒙古族、六章二節住居の條などに詳細な記述がみえる。

①⑨ 捺鉢全體の警護には、四千人の契丹兵が千人づつ交代であたる。(遼史卷三三、營衛志、行營冬捺鉢の條參照)

②⑩ 捺鉢の構造

皇帝牙帳。以槍爲硬葉。用毛繩連繫。每槍下黑氈傘一。以

此衛士風雪。槍外小氈帳一層。每帳五人。各執兵仗爲禁圍。

南有省方殿。殿北約二里曰壽寧殿。皆木柱竹椽。以氈爲蓋。

彩繪韜柱。錦爲壁衣。加繡繡額。又以黃布繡龍爲地障。臆

襪皆以氈爲之。傳以黃油絹。基高尺餘。兩廂廊廡亦以氈蓋。無門戶。省方殿北有鹿皮帳。帳次北有八方公用殿。壽寧殿北有長春帳。衛以硬寨。云云(遼史卷三二、營衛志、行營、冬捺鉢)

21) 元代蒙古人の金帳

徐寔至草地時。○太宗の七、立金帳。想是以本朝皇帝親遣使臣來。故立之以示壯觀。(中略)其製卽是草地中大氈帳。上下用氈爲衣。中間用柳編。爲窗眼透明。用千餘條索拽。住闕與柱皆以金裹。故名。中可容數百人。韃主帳中所用胡牀。如禪寺講坐。亦飾以金。后妃次第而坐。如栴檀然。云云(黑韃事略)

このほか當時の蒙古人が、大規模な穹廡を使用してゐたことは、すでに村田博士も前掲論文に引用してゐられるやうに、カルピン、ルブルック、マルコ・ポーロ、イブン・バツターなどの西方の旅行家たちも、ひとしく誌するところである。

22) 東陵の構造を蒙古包に模したものであらうとの考へは、すでに鳥居龍藏博士(滿蒙を再び探る、三一七頁)や村田次郎博士(實用建築講座所收滿洲建築三四頁)などによつて説へられてゐる。

23) 薛映が北使したのは、遼の盛時、聖宗の開泰五年のことであるが、その見聞録に

(始至上京)入西門(中略)北行至景福門。又至承天門。内有

遼陵壁畫を通じてみたる契丹人生活の一面(田村)

昭徳・宣政二殿。與氈廡皆東向。(續資治通鑑長編卷八八所收、或は遼史卷三七所收)

といふ。

24) 拙稿、遼の太宗北支進出の一考察(蒙古學第三册)第四節遼朝の支那文化攝取の項参照。

25) 遼史卷五六、儀衛志二、漢服の條には、このことを次のやうに要記してゐる。

大同元年正月朔。太宗皇帝入晉。(晉都汴京入城をさす)備法駕。受文武百官賀于汴京崇元殿。自是日以爲常。是年北歸。唐・晉文物遂則用之。(中略)蓋遼制。會同中(會同十年はすなはち大同元年に當る)太后北面臣僚國服。皇帝南面臣僚漢服。乾亨以後。大禮雖北面三品以上。亦用漢服。重熙以後大禮並漢服矣。常朝仍遵會同(すなはち大同)之制。たゞし、ここに乾亨以後云云といふのは、この記事に先行して

朝服。乾亨五年聖宗册承天太后。給三品以上法服。云云とあるのをさすもので、聖宗本紀によれば、承天太后を册したのは統和元年六月乙酉朔のことである。

また重熙以後云云は、同じく朝服の條に

重熙五年。尊號册禮。皇帝服龍袞。北・南臣僚並朝服。

といふのをさすやうであるが、この重熙五年は興宗本紀によれば重熙元年のことである。

26) 輯安における高句麗の壁畫古墳にも、狩獵圖や舞踊・饗宴

の圖がみえ、それらは被葬者在世當時の家居の或る場面や戸外の状況を寫したものであることは「通譯」下巻に述べられてゐる通りであらうが、これもおそらく古代高句麗人の同様な思想に基くものといへよう。

②⑦ 常盤大定氏、契丹の佛教(宗教界第一〇卷第二號)脇谷爲謙氏、遼金時代の佛教(六條學報、明治四五年)野上俊靜氏、遼朝と佛教(大谷學報第一三卷第四號)同じく遼代社會に於ける佛教(史學研究第五卷第三號)拙稿、契丹佛教の社會史的考察(大谷學報第一八卷第一號)

②⑧ 遼代の祭儀葬儀における巫祝

祭山儀。設天神地祇位于木葉山東鄉。(中略)皇帝皇后升壇。御龍文方茵坐。再聲誓詣祭東所。群臣命婦從班列如初。巫衣白衣。暢醴以素巾拜而冠之。巫三致辭。每致辭皇帝皇后一拜。在位者皆再拜。(中略)太巫奠爵訖。皇帝皇后再拜。在位者皆再拜。云云(遼史卷四九、禮志一、吉儀)

惡惡儀。若旱。擇吉日行惡惡儀。以祈雨。(中略)巫以酒醴黍稷。薦植柳祝之。云云(同右)

孟冬朔拜陵儀。有司設酒饌于山陵。(中略)皇帝皇后詣位四拜訖。巫贊祝婦酢。及時服爵酒薦牲。云云(同右)

歲除儀。初夕勅使及夷離畢率執事郎君。至殿前。以鹽及羊膏置爐中燎之。巫及太巫以次贊祝火神。云云(同右)

再生儀。凡十有二歲。皇帝本命前一年季冬之月擇吉日。前期。禁門北除地。置再生室。母后室。(中略)太巫獻皇帝首異。

群臣稱賀再拜。產醫媪受酒于執酒婦以進。太巫奉纒纒絲結等物。贊祝之。云云(遼史卷五三、禮志六、嘉儀下)

喪葬儀。聖宗崩。興宗哭臨于葦塗殿。大行之夕、四鼓終。皇帝率羣臣入。樞前三致奠。奉柩出殿之西北門。就輜輶車藉以素襪。巫者祓除之。詰旦發引至祭所。凡五致奠。太巫祈禱。云云(同卷五〇、禮志二、凶儀)

また五代史記卷七二、四夷附錄に  
其母述律遣人賚書及阿保機明殿書賜德光(太宗)。明殿若中國陵寢下宮之制。其國君死葬。則於其墓側起屋。謂之明殿。

(中略)置明殿學士一人。掌春書詔。每國有大慶弔。學士以先君之命爲書。以賜國君。其書常曰。報兒皇帝云。とみえる、いはゆる先君の言をとりつぐといふ明殿學士も或は巫の一種ではあるまいか。

その他、契丹の巫については宋會要稿、藩部契丹の條に收められる景德二年二月の孫僅の復命中にも

將延見。有巫者一人。乘馬抱鼓于驛門。立竿長丈餘。以石環之。上掛羊頭胃及足。又殺犬一。以杖柱之。巫誦祝詞。又以醴和牛糞。灑從者。云云とみえる。

(昭和十五年五月十八日史學研究會講演、同十六年十月十日補註了)